

令和3年度 鹿児島地方最低賃金審議会
第2回 鹿児島地方最低賃金審議会議事録

開 催 日 時	令和3年7月21日(水) 15時00分～16時30分
開 催 場 所	鹿児島合同庁舎 第2会議室
出席者	公益代表委員 (4名) 志賀玲子 原田いづみ 松枝千鶴 山本晃正(敬称略)
	労働者代表委員 (5名) 大木順子 喜納浩信 白石裕治 日高実禎 三浦辰男(敬称略)
	使用者代表委員 (5名) 岩重昌勝 岩元義弘 内 道雄 濱上剛一郎 森山麗子(敬称略)
	事務局 (4名) 三輪労働局長 榎園労働基準部長 勝田賃金室長 壺屋賃金室長補佐
議題	1 令和3年度中央最低賃金審議会における目安答申伝達について
	2 令和3年度産業別最低賃金の改正に関する申出等について (1) 自動車(新車)小売業 (2) 電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業
	3 令和3年度産業別最低賃金改正の必要性の諮問について
	4 令和3年度運営小委員会に参加する関係労使について
	5 最賃法第25条に基づく公示による意見書の取扱いについて
	6 その他
配付資料	1 令和3年度地域別最低賃金額改定の目安について(答申)
	2 第1回目安に関する小委員会配布資料
	3 第2回目安に関する小委員会配布資料
	4 第3回目安に関する小委員会配布資料
	5 就業形態別労働者一人平均1時間当たり賃金(鹿児島県)
	6 最低賃金の履行確保を主眼とする監督指導結果の推移
	7 最低賃金額と生活保護費の比較(令和3年度)
	8 令和3年度産業別最低賃金の改正に関する申出書 (1) 自動車(新車)小売業 (2) 電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業
	9 最賃法第25条に基づく公示に係る意見書の取扱いについて
	10 月例経済報告(令和3年7月、内閣府)
机上配布 ・参考資料2(運営規程関係資料)…①～⑤ ・机上配布資料(令和3年最低賃金に関する基礎調査結果) ・鹿児島県自動車(新車)小売業最低賃金の改正決定の必要性の有無について(諮問)(写) ・鹿児島県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金の改正決定の必要性の有無について(諮問)(写)	

○ 勝田賃金室長

皆様、こんにちは。全員お揃いですので、令和3年度第2回鹿児島地方最低賃金審議会を始

めさせていただきます。委員の皆様には、誠にお忙しい中、ご出席いただきありがとうございます。

まず初めに、お手元の資料の確認をお願いいたします。クリップで留めた資料が4つあります。上から、第2回本審の資料で、資料番号1から2まで、二つ目の資料が資料3から資料10まで、もう一つの赤のインデックスの資料2につきましては、運営規程関係資料集ということで、資料番号①から⑤までとなっております。こちらは、前回の本審で規程を改正しましたので、改めて付けさせていただきます。

4つ目の資料は、机上配布資料ということで、令和3年最低賃金に関する基礎調査結果がまとまりましたので、お付けしております。ご確認をお願いします。

これからの進行につきましては、山本会長をお願いいたします。

○ 山本会長

ただ今より、令和3年度第2回鹿児島地方最低賃金審議会の審議を始めます。

まず、開会に先立ちまして、現在の本審議会の成立等について事務局からのご報告をお願いします。

○ 勝田賃金室長

ご報告します。

審議会は、委員の3分の2以上又は労働者を代表する委員、使用者を代表する委員及び公益を代表する委員の各3分の1以上が出席しなければ、会議を開き、議決をすることができないと規定されております。本日は、公益側委員4名、労働者側委員5名、使用者側委員5名の合計14名がご出席くださり、定足数を満たしておりますので、本審議会は有効に成立しております。

○ 山本会長

ありがとうございました。

本審議会は有効に成立しているということですので、早速、審議に入りたいと思います。

本資料の裏ページに議題が載っているかと思っておりますので、この順番に沿って進めたいと思います。

1番目の議題で、令和3年度中央最低賃金審議会における目安答申伝達についてから入ります。

榎園基準部長から答申の伝達をお願いいたします。

○ 榎園労働基準部長

私より、答申文を読み上げる形で、伝達をさせていただきます。

答申文は、資料1に添付してありますので、ご覧ください。

令和3年7月16日。厚生労働大臣、田村憲久殿。中央最低賃金審議会会長、藤村博之。令和3年度地域別最低賃金額改定の目安について（答申）。令和3年6月22日に諮問のあった令和3年度地域別最低賃金額改定の目安について、下記のとおり答申する。記。1令和3年度地域別最低賃金額改定の目安については、その金額に関し意見の一致をみるに至らなかった。2地

方最低賃金審議会における審議に資するため、上記目安に関する公益委員見解（別紙1）及び中央最低賃金審議会目安に関する小委員会報告（別紙2）を地方最低賃金審議会に提示するものとする。3 地方最低賃金審議会の審議の結果を重大な関心をもって見守ることとし、同審議会において、別紙1の2に示されている公益委員の見解を十分参酌され、自主性を発揮されることを強く期待するものである。4 中小企業・小規模事業者が継続的に賃上げしやすい環境整備の必要性については労使共通の認識であり、生産性向上の支援や官公需における対応を含めた取引条件の改善等に引き続き取り組むことを政府に対し強く要望する。特に、事業場内で最も低い時間給を一定以上引き上げ、生産性向上に取り組んだ場合に支給される業務改善助成金について、特例的な要件緩和・拡充を早急に行うことを政府に対し強く要望する。5 行政機関が民間企業に業務委託を行っている場合に、年度途中の最低賃金額改定によって当該業務委託先における最低賃金の履行確保に支障が生じることがないように、発注時における特段の配慮を要望する。

続きまして、裏面の別紙1 令和3年度地域別最低賃金額改定の目安に関する公益委員見解でございますが、公益委員見解1に、令和3年度地域別最低賃金額改定の引上げ額の目安は、次の表に掲げる金額とすると、述べられておりまして、令和3年度は、AランクからDランクまで、一律の28円の目安額が示されております。

以上でございます。

○ 山本会長

ありがとうございました。

ただ今、中央最低賃金審議会における目安答申についての伝達を受けました。同時に、令和3年度の地域別最低賃金改定の目安に関する公益委員見解及び目安小委員会における労使委員見解につきまして、事務局より、もう少し説明をお願いいたします。

○ 勝田賃金室長

それでは、令和3年度地域別最低賃金改定の目安に関する公益委員見解及び目安小委員会における労使委員見解について説明いたします。

まず、資料1をご覧くださいと思います。

本年度の中賃の審議状況について申し上げますと、6月22日に厚生労働大臣から目安審議の諮問が行われ、7月16日に答申が行われたところですが、この間に、別途、目安に関する小委員会が6月22日から7月14日までの間に、5回、また、長時間にわたり、開催されております。特に、7月13日から14日の小委員会においては、長時間の審議を経て、小委員会報告として取りまとめが行われております。この小委員会では、労使の意見を踏まえ、目安を取りまとめるべく努めたところですが、労使の意見の隔たりが大きく、目安を定めるに至らなかったところです。小委員会としては、地方最低賃金審議会における円滑な審議に資するため、昨年と同様に目安に関する公益委員見解及び目安に関する小委員会報告として、地方最低賃金審議会に提示するというところになっております。

答申文の裏面を見ていただきますと、先ほども、ご説明いたしましたけれども、別紙1の表が目安額でございます。今年度の引上げ額の目安額は、AランクからDランクまで、一律の28円という結果になっております。

続きまして、公益委員見解の2以降について、説明させていただきます。

2の(1)では、目安小委員会は、平成29年全員協議会報告で合意された今後の目安審議のあり方を踏まえ、特に地方最低賃金審議会における自主性発揮が確保できるように整備充実や取捨選択を行った資料を基にするとともに、経済財政運営と改革の基本方針2021及び成長戦略実行計画・成長戦略フォローアップに配慮した調査審議が求められたことについて特段の配慮をしたうえで、総合的な審議を行ってきたと記載されております。また、公益委員見解を取りまとめるに当たっては、①から⑦を総合的に勘案して検討したとあります。

それぞれを細かく説明しますと、①としては、賃金上昇率は昨年より上げ幅は縮小しているが、引き続きプラスの水準を示していること。また、昨年度は目安を示せず、引上げ率は0.1%となったこと。②については、消費者物価指数は、横ばい圏内で推移しており、名目GDPは、令和2年度には落ち込んだものの、足下では一時期より回復していること。加えて、コロナの感染状況は予断を許さないものの、今年度はワクチン接種が開始され、昨年度とは状況が異なっていること。③については、企業利益は、足下では、産業全体では回復が認められること。また、一部の産業では引き続きマイナスとなっているものの、政府として、厳しい業況の企業に配慮しつつ、中小企業への支援強化、下請取引の適正化、金融支援等に一層取り組む方針であること。④については、雇用情勢は令和2年度には悪化したものの、足下では横ばい状態で推移しており、有効求人倍率は1倍を超え、失業率も3%以下を推移していること。⑤については、政府としては、より早期に全国加重平均1,000円を目指すこととされているところ、①から④までの状況を総合的に勘案すれば、この平成28年度から令和元年度まで最低賃金を引き上げてきた時期と比べて、今年度の状況は大きく異なるとは言えず、その時期と同程度引き上げた場合に、マクロで見た際の雇用情勢には大きな影響を与えるとまでは言えないと考えられること。⑥については、地域間格差への配慮の観点から、地域別最低賃金の最高額に対する最低額の比率を引き続き上昇させていく必要があること。また、AランクとCランクが最も高い賃金上昇率であった一方、雇用情勢については、昨年度において、Aランクを中心に悪化したこと等を総合的に勘案する必要があること。⑦としては、賃金の引上げにより、可処分所得の継続的な拡大と将来の安心の確保を図り、さらに消費の拡大につなげるという経済の好循環を実現させることや非正規雇用労働者の処遇改善が社会的に求められていることを特に重視する必要があることを総合的に勘案して、検討を行ったとあります。目安小委員会の公益委員としては、地方最低賃金審議会においては、地域別最低賃金の審議に際し、地域の経済・雇用の実態を見極めつつ、目安を十分に参酌することを強く期待する。また、中央最低賃金審議会では、地方最低賃金審議会の審議の結果を重大な関心をもって見守ることを要望すると記載されております。

次に(2)ですが、こちらは、生活保護水準と最低賃金との比較について、これについては、乖離が生じていないことが確認され、その時点における最新のデータに基づいて乖離が生じていないか確認することが適当と考えたと記載されております。(3)では、最低賃金引上げの影響については、全員協議会報告に基づき、引き続き、影響率や雇用者数等を注視しつつ、慎重に検討していくことが必要であるとされております。

続きまして、中央最低賃金審議会目安に関する小委員会報告が添付されておりますが、大きな数字の2に労働者側の見解、3に使用者側の見解が書かれておりますので、それぞれ読み上げる形で報告をさせていただきます。

まず、労働者側見解ですが、労働者側委員は、現在も新型コロナウイルス感染症による影響は予断を許さない状況であるが、コロナ禍から1年余が経過した今、先行きを見通す環境は確実に変化していることから、今年度は、ワクチン接種や世界・日本経済の回復など昨年度とは明らかに異なる環境変化を見極めた上で議論を尽くす必要があるとの認識を示した。その上で、最低賃金を改定しないことは社会不安を増大させ格差を是認することと同義であり、中賃の役割からしてあってはならず、最低賃金の確実な引上げにつながる有額の目安を示すことで、セーフティネットとしての機能を果たし、最低賃金法第1条にある国民経済の健全な発展に寄与するという目的を達成するべきであると主張した。

さらに、日本の最低賃金は国際的に見ても低位であり、諸外国ではコロナ禍でも最低賃金の引上げを行っている中、グローバルスタンダードを見据え、ナショナルミニマムにふさわしい水準に引き上げるべきであると主張した。

また、エッセンシャルワーカーの中には処遇が高くない労働者も少なくなく、コロナ禍で懸命に働き続けている労働者の努力に報いるためにも、最低賃金の引上げを行うべきであるとともに、新型コロナウイルス感染症対策としてのマスクや手指消毒液などの恒常的な支出増が、最低賃金近傍で働く者の家計に大きな影響を与えていることも考慮すべきであると主張した。

加えて、1年余のコロナ禍により労働者の生活困窮度は深刻さを増し、緊急小口資金等による貸付はリーマンショックの50倍となっており、労働者は賃金を得て返済するしか術はないと主張した。

さらに、中小企業が賃上げしやすい環境整備に向けては、最低賃金引上げの各種支援策の拡充と各省庁が連携した周知や、中小企業が生み出した付加価値を確実に価格に転嫁できる環境整備が重要であり、政府も政策対応をはかっていることを踏まえて審議すべきと主張した。

以上を踏まえれば、誰もが時給1,000円を実現するため、今年度は、800円未達の地域をなくすこと、トップランナーであるAランクは1,000円に到達することの両方を達成する目安を示すべきであると主張した。併せて、最低賃金の地域間格差は隣県や大都市圏への労働力流出の一因ともなっており、昨年度の地方審議の結果を見ても各地方は懸命に地域間格差の縮小の努力をしていることから、今年度は地域間の額差の縮小につながる目安を示すべきであると主張した。労働者側委員としては、上記主張が十分に考慮されずに取りまとめられた下記1の公益委員見解については、不満の意を表明したとなっております。

次に使用者側の見解です。使用者側委員は、最初の緊急事態宣言から1年3ヶ月経過し、足下では新型コロナウイルス感染症の感染再拡大の兆候が見られ、第5波の到来が懸念されているうえ、休業要請等により経済活動が抑制された状況では、業況の回復はほど遠く、中小企業への貸付残高も上がっており、事業を立て直す上でも大きな負担となっていると指摘した。さらに、中小企業は、価格転嫁が困難であり、労働分配率も高いが、コロナ禍では、従前にもまして、賃金支払能力が乏しい状況にあるとの認識を示した。

また、最低賃金は、各種データによる明確な根拠をもとに、納得感のある水準とすべきであり、賃金水準の引上げなど、法が定める目的以外に用いるべきではないと主張した。

さらに、今年度は、コロナ禍における中小企業、とりわけ厳しい状況にある業種の中小企業の窮状を考慮すると、3要素のうち通常の事業の賃金支払能力を最も重視して審議を進めるべきであり、企業の業況が二極化している状況を踏まえ、平均賃金や平均的な状況のみに着目するのではなく、とりわけコロナ禍の影響が深刻な宿泊・飲食、交通・運輸などの業種における

経営状況や賃金支払余力に焦点を当てるべきであると述べた。

経済界が事業の存続と雇用の維持に最大限努めた結果、雇用情勢が悪化する状況には至っていないが、雇用への影響がデータに表れてからでは手遅れであり、最低賃金の引上げが雇用調整の契機となることは避けるべきであることや、最低賃金の引上げによって、企業の人件費を増やした結果、倒産、廃業や雇用調整を招く懸念があり、そのトリガーを引くことになることは避けなければならないと主張した。

コロナ禍でも、賃金引上げが可能な企業は賃上げに前向きに取り組み、消費の拡大につなげ、地域経済の活性化をはかることが望ましいが、現状では、飲食業や宿泊業のみならず、これらと取引のある関連産業も厳しい状況にある。最低賃金の引上げは、危機的な経営状況の経営者にとって、雇いを維持したいという切実な想いを切り捨てるものにほかならないとの認識を示した。以上を踏まえると、今は、事業の存続と雇用の維持を最優先すべきであり、今年度は、最低賃金を引き上げず、現行水準を維持すべきであると主張した。使用者側委員としては、上記主張が十分に考慮されずに取りまとめられた下記1の公益委員見解については、不満の意を表明したというように、それぞれの主張、見解が述べられております。

最後に、次のページの大きな5ですけれども、公益委員見解でも説明したとおり、全員協議会報告で合意された今後の目安審議の在り方を踏まえて、加えて、経済財政運営と改革の基本方針2021及び成長戦略実行計画・成長戦略フォローアップに配意しつつ、各種指標を総合的に勘案し、公益委員の見解を取りまとめたものであります、というふうに述べております。

以上で、資料1の中賃の目安答申の内容についての説明は終わります。

○ 山本会長

ありがとうございました。

ただ今、中賃の目安答申の伝達及びそれに関わって、中央の公益委員の見解、それから労使双方のご主張、この説明があったかと思えます。今のご説明につきまして、労使双方から何かご意見、ご質問ありますでしょうか。

よろしいでしょうか。

○ 山本会長

続きまして、次に用意されております資料についてのご説明を事務局よりお願いいたします。

○ 壺屋賃金室長補佐

私のほうから、青色のインデックスを付けております資料3、資料5、資料6について説明いたします。

なお、資料3は中央最低賃金審議会の第2回目安に関する小委員会で配布された資料ですが、この内、後ほど賃金室長から説明させていただきます生活保護と最低賃金の比較、そして参考資料を除いた説明をいたします。

最初に、資料3①をご覧ください。

令和3年に全国で実施しました最低賃金に関する実態調査の内、賃金改定状況調査の取りまとめ結果です。

はじめに、最低賃金に関する実態調査につきまして、簡単に説明いたします。

最低賃金に関する実態調査とは、賃金改定状況調査と基礎調査の2つの調査の総称のことです。

賃金改定状況調査は、厚生労働本省が実施主体となり実施しているもので、中央最低賃金審議会における審議資料となります。

それに対して、基礎調査は、地方労働局が実施主体となり実施しているもので、地方最低賃金審議会における審議資料となります。

資料3①は、厚生労働本省が実施主体となり実施しました賃金改定状況調査の結果を取りまとめたものです。調査の概要は、1ページ目に記載されており、昨年6月と本年6月との賃金額を比較して、どの程度賃金改定がなされたかを調査したものになります。調査の地域は全国となっており、鹿児島県においては県下全域を対象に実施しております。

調査産業は、製造業、卸売業、小売業、学術研究、専門・技術サービス業、宿泊業、飲食サービス業、生活関連サービス業、娯楽業、医療、福祉、サービス業となっています。調査事業所は、全国で15641事業所を対象としており、集計事業所数は4991事業所です。回収率は31.9%となっています。

続きまして、調査結果の中身ですが、1ページめくっていただきますと、第1表から第4表まで、その結果が取りまとめられています。

第1表では賃金改定実施状況別事業所の割合、第2表では事業所の平均賃金改定率、第3表では事業所の賃金引上げ率の分布の特性値を取りまとめています。また、第4表では一般労働者及びパートタイム労働者の賃金上昇率を男女別と一般・パート別に取りまとめています。3ページめくったところに、第4表①がありますが、第4表①の「調査産業計」の欄で、男女計、Dランクの賃金上昇率を見ると、0.4%、令和2年が0.9%と記載されております。

今、私が述べましたこの数値に、訂正がございます。資料4をご覧ください。

資料4に、第3回目安に関する小委員会配布資料がついており、これを1ページめくると、賃金改定状況調査結果の訂正についてと題する資料があります。

誤りに気付いた経緯は、委員会終了後に調査結果の分析を行っていた際、一部産業について、復元に使用する母集団労働者数の適用を、別の産業のものを用いていたことを確認したことによります。

誤りの原因としては、令和2年調査の集計に当たり、プログラムの改修を行いました。その際に、一部の産業で、別の産業の母集団労働者数を用いるといった誤った改修を行ったことによります。

令和3年度でも、令和2年と同じプログラムを用いました。そのため、令和3年度調査の集計でも誤りが生じているところでございます。

今回、集計結果に誤りがありましたことについて、深くお詫び申し上げます。

再発防止対策としては、作業手順、作業体制を見直し、母集団労働者数の設定を含め、集計結果の確認を行うに当たっては、複数の者で、別々のソフトウェアを用いて、それぞれに集計を行うこととし、集計結果が完全に一致するまで検証を行うことと致します。

資料4を2ページめくると、訂正後と訂正前のそれぞれの第4表と付表を付けております。添付されている表のうち、最初の訂正後第4表①と書かれた表をご覧ください。先ほど、私、第4表①の調査産業計の欄で、男女計、Dランクの賃金上昇率は0.4%、令和2年0.9%となっていますと申し上げましたが、正しくは、第4表①の調査産業計の欄で男女計、Dランクの賃

金上昇率は0.3%、そして令和2年が0.8%、これが正しい数値となります。

なお、第4表の後ろの方に、付表としまして労働者構成比率及び年間所定労働日数に関する資料が添付されており、この中で、パートタイム労働者比率それと男女別労働者数比率につきましては、誤りがありました。重ねて、お詫び申し上げます。

次に、資料3③をご覧ください。資料3③は、地域別最低賃金の未満率と影響率の推移をまとめた資料でございます。1ページ目と2ページ目はいずれも、総括表の基になる最低賃金に関する基礎調査結果を、1ページ目はランク別に、2ページ目は都道府県別にまとめたものでございます。令和2年は、Dランクが加重平均で未満率1.8%、影響率6.9%に対しまして、鹿児島県は未満率1.3%、影響率6.2%となっております。3ページ目は「賃金構造基本統計調査」結果をもとに、都道府県別にまとめたものでございます。鹿児島県は未満率1.9%、影響率2.8%となっております。

対象となる賃金は、賃金構造基本統計調査でも、基礎調査でも、同じ6月分賃金を対象としておりますけれども、賃金構造基本統計調査は、基礎調査と違って、4名以下の事業場は対象外ですが、基礎調査では対象にならない、規模100名以上の事業場や、鉱業、建設業、運輸業などの業種も対象になっておるところでございます。

次に、資料3の④をご覧ください。資料3の④は、令和2年の賃金構造基本統計調査結果を基にした都道府県別の賃金分布に関する資料でございます。労働者の区分毎に3種類の資料となっております。非常に小さな棒グラフで誠に恐縮ですけれども、1ページから13ページまでが一般労働者と短時間労働者を合計したグラフです。14ページから26ページまでが一般労働者のみのグラフです。27ページ以降が、短時間労働者のみのグラフとなっております。

鹿児島県のグラフは、一般労働者と短時間労働者の合計が12ページに載っております。一般労働者のみが25ページに載っております。短時間労働者のみが38ページに掲載されておるところでございます。

次に、資料3の⑤についてです。資料3⑤には、最新の経済指標の動向（内閣府、月例経済報告（令和3年6月主要経済指標））が、まとめられております。説明は省略させていただきますけれども、後ほど、ご確認頂ければと存じます。

なお、内閣府が7月19日に発表しました、7月の月例経済報告を、資料10にお付けしてございます。

次に、資料5をご覧ください。資料5は、毎月勤労統計調査の地方調査（規模5人以上）をもとに、常用労働者、一般労働者、パートタイム労働者という就業形態別に、1時間当たりの賃金と、その前年同月比をとりまとめたものでございます。

中段の一般労働者と、下段のパートタイム労働者の表には、それぞれ、令和2年賃金構造基本統計調査の5人から9人の規模から、男女別に1時間当たり賃金を算出しているところがございます。

次に、資料6についてです。資料6は、毎年2月を中心に最低賃金の履行確保を主眼とする監督指導を実施しておりますけれども、その結果をまとめたものでございます。

以上で資料3、資料5、資料6についての説明を終わります。

続きまして、机上配布をさせていただいた資料がデスクに置いてあるかと思えます。表紙の上のほうに、机上配布資料と書かれたものをお出しくください。これから、机上配布資料につきまして、ご説明致します。

この資料は、最低賃金に関する実態調査のうち、鹿児島労働局が実施主体となり実施したものでございます。今年の基本調査の結果となっております。7月20日現在で利用可能な全てのデータを基に、全て1円ピッチで分析を行いました。1にございますのは、労働者数で復元した結果でございます。2のほうにございますのは、事業所数で復元した結果でございます。労働者数復元、事業所数復元、いずれの場合でありましても、(1)にあります最低賃金引上げ額・率と影響率の関係表、これは、(2)①の全労働者の総括表を基に作成したものとなっております。また、(1)にある最低賃金引上げ額・率と影響率の関係表、これは、引上額に対応しました引上げ後の最低賃金額と引上率、そして引上げ後の最低賃金額と影響率の関係をまとめたものとなっております。(2)の総括表には、①として全労働者の総括表を付けておりますけれども、その他に、②として一般労働者のみの総括表を付けております。そして③としてパート労働者のみの総括表をお付けしてございます。今年の未満率は、労働者数復元で1.81%、事業所数復元で1.85%となっております。昨年の未満率は、労働者数復元で1.27%、事業所数復元で1.30%でした。

以上で、説明を終わらせていただきます。

○ 山本会長

どうもありがとうございました。

ただ今の各種資料についてのご説明につきまして、何かご質問、ご意見等ございますでしょうか。

○ 山本会長

よろしいでしょうか。かなり膨大なものですので、すぐにとというのは、なかなか難しいかもしれませんが。

○ 山本会長

それでは、続きまして、最低賃金額と生活保護費の比較について及び新型コロナウイルス感染症関係資料、中小企業・小規模事業者に対する支援施策などにつきまして説明を、続けてお願いいたします。

○ 勝田賃金室長

それでは、最低賃金額と生活保護費の比較について説明をさせていただきます。資料は7になります。最低賃金額と生活保護費の比較(令和3年度)ですけれども、これは、平成29年度から本省が一括して作成しているものです。

鹿児島県の部分を見ていただければ、わかると思いますけれども、生活保護費が90,317円、令和元年度の最低賃金額790円に基づいて算出した賃金の手取額は112,176円、令和2年度の最低賃金額793円に基づいて算出した賃金の手取額は112,602円となっており、どの年度の最低賃金額に基づいて算出した手取額の方が生活保護費を上回っているという状況にあります。

詳細につきましてはですね、資料7の2枚目の生活保護と最低賃金との比較について(令和3年度)により説明をしてまいりたいと思います。

2枚目の左上にローマ数字のI前提と書いてあるところですが、生活保護と最低賃

金との比較ですので、計算の前提としましては、生活保護基準の中で最も支給額の低い層の若年単身で、生活保護基準では18歳から19歳の単身世帯を用いて比較をしていくこととなります。生活保護と最低賃金の比較では、生活保護は令和元年度のデータを用いて、住宅扶助実績値については、2019年度被保護者調査年次調査（個別調査）第3-10表に示された値を用いて計算を行っております。また、生活扶助基準額が令和元年10月に改正されていますので、金額は4枚目をご覧ください。

生活扶助基準額の第1類費、第2類費合算額と期末一時金扶助費については、鹿児島県の場合、2級地-1、3級地-1、3級地-2に該当します。また、冬季加算についてはですね、VI区に該当します。級別地ごとの人口につきましては、前の3枚目でご確認いただけたらというふうに思います。

それでは、2枚目の資料に戻っていただきまして、ローマ数字のII生活保護の計算につきまして、生活扶助基準の場合、それぞれの生活扶助基準額と人口を当てはめて、算出された金額が、71,504円となります。

裏面を見ていただきますと、住宅扶助の計算につきましては、先ほども申し上げたとおり、2019年度被保護者調査年次調査（個別調査）第3-10表に示された値を用いて計算をしますと、18,813円となりまして、先ほどの71,504円を加えて、90,317円となります。

次に、ローマ数字のIII最低賃金との比較のところですが、最低賃金から算出される1か月の収入額はいくらかということで、令和元年度と令和2年度の最低賃金額に基づき計算したものが、1の最低賃金額と書いてある表になります。

1か月の収入は、最低賃金額に1か月の労働時間をかけたものであります。ただ、1か月の収入に記載されている金額は、総支給額ですので、この金額から税金とか社会保険料とかの金額を差し引かなければなりません。

そこで、全国の最低賃金の一番低い金額を当てはめて計算して、1か月の総収入から所得税、住民税等を控除した、いわゆる手取り額を算出するための係数が、ちょっと小さいですけども、枠外に記載してあります。これが、令和元年度は、0.817となっております。ですから、令和元年度の場合でありますと、1か月の収入額137,302円に、この係数0.817をかけますと、112,176円となり、これが手取り額となります。

以上の計算により計算をした1か月の手取額と、生活保護の90,317円を比較しますと、その表に記載してありますとおり、令和元年の場合、1か月で21,859円、1時間あたり154円、鹿児島県の最低賃金の方が、生活保護より高いということになります。以上が当県の現状でございます。

なお、資料3の②には、生活保護と最低賃金として、全国の資料がありますので、ご確認をお願いしたいと思います。

続きまして、新型コロナウイルス感染症関係資料について、ご説明させていただきます。

資料2の②になります。2ページから7ページまでは、感染症の発生状況として、数字的には1か月以上経過しておりますけれども、国内、都道府県別、海外の発生状況、国内、海外のワクチン接種状況のワクチン接種状況となります。なお、発生状況、接種状況については、新聞等で逐次、数値が出ておりますので、そちらのほうで確認していただければと思います。あと、8ページから37ページまでは、経済・雇用指標等でありまして、22ページまでが世界経済・日本経済の見通し、基調判断、令和3年度の経済見通しと経済財政運営の基本的態度、足

下の雇用情勢、新型コロナ拡大の仕事や生活への影響など、全国的な状況が示されております。23 ページから 27 ページにつきましては、地域別の状況になります。地域別景気の現状判断、先行き判断、新規求人数の減少率が示されております。28 ページから 37 ページにつきましては、産業別の状況としまして、新規求人者数、雇用者数、休業者数、現金給与総額、総実労働時間の動向、企業の売上高経常利益率、純資産、雇用調整のある事業者の割合、第3次産業活動指数の推移が示されております。38 ページからは、政府の対策と実施状況として、各種支援策や総合経済対策、それらの進捗状況が示されております。46 ページにはですね、雇用調整助成金の推移も記載されております。

次に、中小企業の生産性向上等に係る支援策について、ご説明させていただきます。

資料ナンバー2の③の12ページをご覧ください。こちらには、経済産業省と厚生労働省関連の施策が一覧となっております。ここでは、労働局として特に関係の深いものをピックアップしてご説明いたします。

一つ目が、厚生労働省関連施策のすぐ下に書いてありますけれども、業務改善助成金です。これは、事業内最低賃金を一定額以上引き上げるとともに、生産性向上に資する設備投資等を行った中小企業等に対し、その設備等に要した費用の一部を助成するもので、全国の実績ですけれども、16 ページに記載されておりますが、全国で626件、鹿児島県は令和2年度が9件、金額は書いてありませんけれども、金額にすると1,230万5千円を支給決定しております。

また、中賃の目安答申において、中小企業・小規模事業者が継続的に賃上げしやすい環境整備の必要性については、労使共通の認識であり、生産性向上の支援や官公需における対応を含めた取引条件の改善等に引き続き取り組むことを政府に対し強く要望するとなっております。特に、事業場内で最も低い時間給を一定以上引き上げ、生産性向上に取り組んだ場合に支給される業務改善助成金については、特例的な要件緩和・拡充を早急に行うことを政府に対し強く要望するとありましたが、現在、業務改善助成金の拡充や見直しについては、本省のほうにおいて対応を検討中と聞いております。まだ、具体的な内容は承知していませんけれども、具体化した場合は、委員の皆様にも情報提供をしたいと考えております。

二つ目が、12ページに戻っていただきまして、業務改善助成金の下の働き方改革推進支援助成金です。これは、生産性を高めながら労働時間の縮減等に取り組む中小企業等について、その取り組みに要する費用を助成するもので、件数は15ページに記載されておりますけれども、令和2年度の全国の支給決定実績は1万2762件、鹿児島局は、76件支給決定しております。

三つ目ですけれども、キャリアアップ助成金です。これは、非正規雇用労働者の正社員化、処遇改善を実施した事業主に対し助成するもので、具体的な数字は出ておりませんが、令和2年度の鹿児島の実績は658件支給決定しております。利用促進については、今度とも引き続き、中小企業への支援策等の周知を労働局内で連携して進めることとしております。

最後に、その他の資料について、簡単にご説明いたします。

資料2の④につきましては、諸外国の最低賃金の状況・報告書でございます。資料2の⑤につきましては、最低賃金に関する先行研究・統計データ等の整理として、参考でつけさせていただきます。

また、資料3⑥についても、中賃の委員からの追加要望資料として添付しておりますので、ご確認をお願いいたします。

配布資料が多くて、詳細まで、ご説明できませんけれども、以上が、配布資料の説明とさせていただきます。

○ 山本会長

どうもありがとうございました。

非常に分厚い資料の、掻い摘んでのご説明であったかと思えますけれども、ただ今のご説明につきまして、何か、ご意見、ご質問等、ありますでしょうか。

○ 山本会長

よろしいでしょうか。それでは、先ほど、基準部長のほうから、目安答申の伝達がありました。また、事務局より、中賃の様々な資料の説明もございました。

県最賃専門部会は、7月28日に第1回目を予定しております。先ほどの目安答申、或いは事務局の資料、これらを参考にしまして、労使とも、もちろん立場は違いますが、相互の立場を尊重しながら、或いは理解しながら、今後の専門部会での審議が適正かつ公正に行われ、十分納得のいく結論が出ますよう、十分審議を尽くしていただきたいということを、ここでお願いしたいと思います。

○ 山本会長

それでは、次の議題に移ります。令和3年度産業別最低賃金改正に関する申出等についてという議題です。産別最賃の改正の申し出につきまして、事務局からご説明をお願いいたします。

○ 壺屋賃金室長補佐

産業別最低賃金の改正等につきまして、ご説明いたします。

産業別最低賃金の改正につきましては、関係労使等から、最賃法第15条第1項に基づく改正等の申し出を受けまして審議に入る、という形になっているところでございます。

鹿児島県におけます産業別最低賃金は、電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業、以下これにつきましては電気関係製造業と呼ばせて頂きます。それと百貨店、総合スーパー、そして自動車（新車）小売業この3業種について決定されております。

本年におきましては、電気関係製造業と自動車（新車）小売業につきまして、それぞれの業種に関する最低賃金の改正等の申し出が、それぞれの労働者団体から受けておるところでございます。百貨店、総合スーパーにつきましては、本年、意向表明がございませんでした。

申し出の状況につきましては、青色のインデックスが付いております資料8①と資料8②のとおりでございます。

資料8①は、自動車（新車）小売業の申出書です。令和3年7月13日、自動車総連鹿児島地方協議会販売部門連絡会より申出書の提出があり、同日受理しております。

資料8②は、電気関係製造業の申出書です。今年の7月16日、京セラ労働組合川内支部、大口電子労働組合、パナソニックデバイス SUNX 九州労働組合より申出書の提出があり、同日受理しております。

これらの申出書の内容を審査いたしました結果、それぞれの申出書の申し出の理由欄に記載されております使用される労働者数、これは、事務局が、それぞれ産業別に適用される基幹的

労働者数を算定し、関係労使団体あてに通知した労働者数となっております。

労働協約適用の労働者数の割合は、自動車（新車）小売業は 44.66%、電気関係製造業は 54.46%となっております。改正の申し出の要件であります産業別最低賃金の適用がある基幹的労働者数のうち、賃金の最低額に関する労働協約の適用を受ける基幹的労働者数が概ね 3分の1 以上であること、これを満たしており、申出書として問題はないものと思われま

す。以上で、産業別最低賃金の改正に関する申出等についての説明を終わります。

○ 山本会長

ありがとうございました。

産別の最低賃金につきましては、ただいま、ご報告がありましたように、自動車（新車）小売業及び電子デバイス関係の製造業からの改正の申し出があり、しかも申し出の法的な要件を満たしているということでしたけれども、この点につきまして、何か、ご意見等ありますでしょうか。

○ 山本会長

よろしいですね。それでは、自動車（新車）小売業と電気機械器具、電子デバイス関係の2つの産別最賃の改正の申し出につきまして、これで問題ないかと思いますが、よろしいでしょうか。

○ 山本会長

それでは、産業別最低賃金の審議に関する今後の大まかなスケジュールにつきまして、事務局の方から、ご説明をお願いいたします。

○ 壺屋賃金室長補佐

産業別最低賃金に関する今後のスケジュールを説明いたします。

本日、この後、三輪労働局長から、改正の必要性の有無についての調査審議をお願いするという諮問をさせていただきます。

この諮問を受けまして、8月13日と8月16日に予定している運営小委員会で、先ず産業別最低賃金の改正の必要性に関する調査審議をしていただくこととなります。

運営小委員会におきましては、中央最低賃金審議会、産業別最低賃金制度全員協議会によれば、全会一致の議決に至るよう努力するものとすると言われており、十分に審議を尽くしていただくために、今年も複数回の日程を調整しているところでございます。

運営小委員会で結論に至った場合は、その後に本審を開催して、運営小委員会から調査審議の必要性に関する報告を受け、答申をいただくこととなります。これは、産業別最低賃金の専門部会とは異なりまして、運営小委員会には最低賃金審議会令第6条第5項の適用が無く、運営小委員会で結論が得られた場合には必ず、本審に審議結果を報告しなければならないとされておるところでございます。

例年の流れにあてはめてみますと、運営小委員会の後に、8月20日以降に開催予定の第4回本審において運営小委員会の報告を受けて、答申をいただいております。8月13日、16日の運営小委員会で結論が出なかった産業別最低賃金につきましては、3回目の運営小委員会を開

催し、引き続きご審議いただくこととなりますけれども、第4回本審までに結論に至らなかった場合には、結論が出た後に、第5回本審を開催して、運営小委員会の報告を受けていただく、ということになってまいります。

その後、本審において、産業別最低賃金改正の諮問をさせていただいた後に、産業別最低賃金専門部会の委員の公示を経て、専門部会を立ち上げて調査審議をお願いすることになります。産業別最低賃金の発効につきましては、基本的には年内発効を目標としていることから、今年の産別最賃につきましては、9月下旬から10月にかけて専門部会を開催していくことを考えております。

前回の第1回本審で、運営小委員会は、1回目が8月13日午後2時から、2回目が8月16日午後2時から、それぞれ鹿児島合同庁舎第2会議室にて開催するという日程だけは決定しておりますけれども、関係労働者の人数、選出方法等が決定しておりませんので、この後に、ご審議をお願いしたいと思います。

以上で、産業別最低賃金に関する今後のスケジュールについての説明を終わります。

○ 山本会長

ありがとうございました。

ただいま、産業別最低最賃に関する今後のスケジュールの大まかなところをご説明いただいたかと思っておりますけれども、今のスケジュールに関しまして、何か、ご質問、ご意見ありますでしょうか。もう、既に調整をさせていただいているかと思っておりますけれども。

○ 山本会長

よろしいですね。

それでは、次の3つ目の議題ということになります。ただ今の申出書に基づきまして、令和3年度産業別最低賃金改正の必要性の諮問を、労働局長よりお願いをいたします。

○ 三輪労働局長

それでは、私から諮問させていただきます。

鹿労発基0721第1号、令和3年7月21日。鹿児島地方最低賃金審議会会長、山本晃正殿。鹿児島労働局長、三輪宗文。鹿児島県自動車（新車）小売業最低賃金の改正決定の必要性の有無について（諮問）。令和3年7月13日付けをもって申出代表者自動車総連鹿児島地方協議会販売部門連絡会議長吉海江俊也から最低賃金法（昭和34年法律第137号）第15条第1項の規定に基づき、別添のとおり鹿児島県自動車（新車）小売業最低賃金（平成20年鹿児島労働局最低賃金公示第4号）の改正決定に関する申出があったので、同法第21条の規定により、その必要性の有無について、貴会の意見を求める。

また、同様に、電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金の改正の必要性等についても、諮問をさせていただきますので、どうぞよろしく願いいたします。

（三輪労働局長から山本会長へ諮問文を手交）

○ 山本会長

ただ今、三輪労働局長のほうから、各産別最賃の改正必要性の諮問を頂戴しましたので、本日の4番目の議題、令和3年度運営小委員会に参加する関係労使についてという審議に入りたいと思います。

それでは、まず、事務局の方から、ご説明をお願いします。

○ 壺屋賃金室長補佐

産業別最低賃金に関しましては、先ず、運営小委員会を開催して、改正の必要性の審議を行っていただくわけですが、この運営小委員会では、関係労使、オブザーバーのご意見などを聞いております。

まず、これまでの流れを簡単にご説明いたします。

赤色インデックスで資料2とある中の⑤中央最低賃金審議会産業別最低賃金制度全員協議会報告への対応についてと標題のある資料をご覧くださいと思っていますけれども、その中の記の2の部分です。産業別最低賃金の必要性の有無に関する調査審議は、鹿児島地方最低賃金審議会委員で構成する運営小委員会に当該産業の関係労使をオブザーバーとして参加させて行うと定められております。

また、資料2の③鹿児島地方最低賃金審議会運営小委員会運営要領をご覧くださいますと、その中の3の2としまして、関係労使の人数は同数とすると定められております。

これらのことを踏まえまして、平成15年から関係労使が参加した運営小委員会が開催されておるところでございます。

本日、委員の皆様にご審議いただきたい事項が3点ございます。1点目は関係労使を各何名ずつにするのか、2点目は選任方法をどのようにするのか、3点目はいつまでに選任するのかという事項です。

1点目の関係労使を何名ずつにするのかについて経緯を申し上げます。

昨年の第2回本審で、2つの産業別最低賃金とも労使各1名ずつとし、いずれかの参加がなくても、例えば、労働者側だけだとか、使用者側だけだとか、そういった場合でありまして、運営小委員会での結論を受け入れるということで、合意がなされました。

これらを踏まえまして、今年も、関係労使の人数を産別ごとに決めていただくとともに、関係労使は可能な範囲で参加していただき、万一参加できなかった場合でも、運営小委員会での結論を受け入れて審議するのか、あるいは受け入れないのか、という点についてもあらかじめお決めいただけましたら、今後スムーズに運営できると思われまますので、よろしく願いいたします。

2点目の選任方法ですが、昨年は、労使の各団体からの推薦があり、関係労使の推薦手続きは、事務局あてに、任意の様式で、該当する産別の件名、関係労使の所属団体、事業場名、職・氏名、住所、電話番号等連絡先を記載していただいたものを、FAX等で推薦していただきました。本年も同様でよろしいか、ご確認いただきたいと思っています。様式は任意ですが、事務局で、参考の推薦様式も準備しておるところでございます。

3点目の推薦の時期については、第1回本審でご承認いただきましたとおり、8月6日金曜日までをお願いしたいと考えております。

なお、第1回本審において、1回目の運営小委員会の開催日は、8月13日午後2時から、第

2回運営小委員会は、8月16日午後2時から開催することで承認を得ておりますけれども、再度、ご確認をお願いいたします。

以上で、説明を終わります。

○ 山本会長

ありがとうございました。

関係労使の選任という点につきましては、今、ご説明がありました。まず、3点、要点があるかと思います。

1つ目が、関係労使の人数を何名にするのか、そして、万が一参加できなかった場合、運営小委員会での結論の取扱いをどうするのかという点が1つ目。2つ目が、どういう方法で選任をするのかという点が2つ目。3つ目が、あらためて、第1回の運営小委員会を8月13日金曜日午後2時から、2回目を8月16日月曜日午後2時から開催をすると、関係労使の推薦期限を8月6日金曜日までにしたいと、こういうご提案であったかと思います。これを順番に、ご意見を伺って審議していきたいと思っておりますけれども、よろしいでしょうか。その前に何かご質問ありますでしょうか。

○ 山本会長

よろしいですね。

それでは、先ず、労使関係の人数についてです。

労使関係の人数を産別ごとに何人にするかということ。可能な範囲で参加していただいて、万一参加できなくても、本審では運営小委員会での結論を受け入れて審議するか、それとも受け入れないかという点についてですが、各側何かご意見がありましたら、よろしくをお願いいたします。いかがでしょうか。

○ 白石委員

こちらのほうは、労使各1名ずつ昨年と一緒ですので、運営小委員会の方の結論を受け入れるということで、お願いしたいと思っております。以上です。

○ 山本会長

ありがとうございました。

使側のほうは、いかがですか。

○ 濱上委員

例年どおりで結構です。

○ 山本会長

どうもありがとうございました。

それでは、次に、人数という点につきましては、これは電気機械器具等製造業関係で、労使各1名ずつということ、それから自動車（新車）小売業関係で、労使1名ずつということになるかと思いますが、例年どおりですと。よろしいでしょうか。そして、参加については、可能

な範囲で参加していただいて、万が一参加できなくても、本審では運営小委員会の結論を受け入れて 審議をする、ということで、これもよろしいということで、それでは、そのようにしたいと思います。

○ 山本会長

続きまして、選任方法でございます。

昨年同様、各側から推薦をしていただくということになるかと思えますけれども、これを、事務局あてに、任意の様式で、該当する産別の件名、労使の所属団体、事業場名、或いは、職・氏名、住所・電話番号等連絡先を記載して、推薦をしていただくという例年どおりの方法でということによろしいでしょうか。

○ 山本会長

特に、これもご異論ないということにしたいと思います。

最後に、関係労使の推薦の期限ですが、8月6日金曜日までというご提案でした。第1回運営小委員会が、8月13日午後2時から、2回目が8月16日午後2時から、それぞれ開催という予定になっておりますけれども、委員の方は、この日程の確保をお願いしたいと思いますので、よろしいでしょうか。

○ 山本会長

それでは、小委員会につきましては、以上で終わりたいと思います。

続きまして、5番目、最低賃金法第25条に基づく公示に係る意見書の取扱いにつきまして、事務局のほうからのご説明をお願いいたします。

○ 勝田賃金室長

最低賃金法第25条第2項では、最低賃金審議会は、最低賃金の決定又は改正について調査審議を求められたときには、関係労使の意見の反映に特段の配慮を必要とし、関係労使を代表とする委員からなる専門部会を必ず設置しなければならないとなっておりますが、地域の関係労使の利害や意見が必ずしも一様ではない場合もございますので、関係労使の意向を十分に反映して慎重に最低賃金の決定を行うことができるよう、専門部会の設置とは別に関係労使の意見を聞くこととなっております。

この関係労使からの意見聴取については、関係条文の一覧を用意しておりますので、資料9を見ていただきたいと思います。最低賃金法第25条第5項で意見聴取について規定されております。最低賃金法第25条第5項によりますと、最低賃金審議会は、最低賃金の決定又はその改正若しくは廃止の決定について調査審議を行う場合においては、厚生労働省令で定めるところにより、関係労働者及び関係使用者の意見を聴くものとなっております。最低賃金法施行規則第11条第1項に基づいて、第1回本審の後に、関係労使から意見聴取の公示を行ったところです。公示期間につきましては7月5日から7月26日までとしておりますが、本日現在、意見書の提出はありませんけれども、7月26日までに意見書の提出が想定されているところです。

意見陳述の取扱いにつきましては、今年度も例年同様、審議日程が集中しておりますので、第

1 回本審で審議日程を説明した際に、意見書が提出されることも想定して、7月28日の第1回専門部会で、例年と同様の枠組みとのことで、複数人でも時間は10分以内で意見陳述を受けることとさせていただきたいことをご説明し、特に意見等もなく、ご了承いただいております。

ただ、意見陳述の取扱いにつきましては、これまで専門部会でお決めいただいていた経緯がございますので、7月28日の第1回専門部会の冒頭で、その可否と、例年と同様の枠組みでよいか正式にお決めいただき、その結論に従いまして、可とされた場合には、第1回専門部会の中で、金額審議の前に意見陳述を受けることとさせていただきたいというふうに思っております。

以上です。

○ 山本会長

どうもありがとうございました。

意見陳述の機会につきまして、今、ご説明があったとおり、専門部会のほうで、その都度決めていただくという取扱いということですが、何か、今の点につきまして、ご意見はありますでしょうか。例年どおりということですが、よろしいでしょうか。

○ 山本会長

それでは、最後の6番目の議題です。その他ということですが、この点について、何か事務局からのご連絡がありますでしょうか。

○ 壺屋賃金室長補佐

第1回本審で、第3回本審につきましては、早期発効のために、専門部会が結審した同日に開催させていただきたいことをお願いしております。

今後の専門部会は、7月28日の第1回専門部会を除いて、7月30日、8月4日、8月6日、8月11日と4回分設定しております。

専門部会で結審の可能性がある、8月4日以降につきましては、本審のみの委員の皆様には、各専門部会終了後、すぐに、事務局から、携帯電話やメールなどで、その日の本審開催の有無を連絡させていただきます。どうぞよろしく願いいたします。

また、専門部会終了後、会場等を整えた後に、本審を開始するため、審議の進行によりましては、若干お待ちいただくこともございます。これにつきましても、ご了承ください。

以上で、説明を終わります。

○ 勝田賃金室長

最後に、私からお伝えしたいことがあります。

鹿児島県最低賃金専門部会の委員につきましては、7月5日から19日まで公示を行ったところ、労使それぞれの団体から推薦された方を委員として、昨日付で任命させていただきました。任命書につきましては、各委員の机の上に配布させていただいておりますので、ご確認をお願いいたします。クリアファイルに入っておりますので、よろしく願いします。

また、同じくクリアファイルの中には、7月28日の専門部会開催案内も配布させていただいておりますけれども、当初、会場が、合庁1階の第1会議室とお伝えしましたけれども、こ

の会場が空きましたので、7月28日の専門部会を、この会場で開催したいと考えておりますので、併せてご確認をお願いしたいと思います。

以上です。

○ 山本会長

どうも、ありがとうございました。

他に、何か、ご意見がなければ、これで終了いたしますけれども、いかがでしょうか。

どうぞ。

○ 濱上委員

目安について、感想といたしますか、冒頭、目安伝達いただきましたけれども、一年以上に渡って経済活動が制約されまして、各種経済指標が改善していない状況の中で、また、感染終息の見通しも見通せない中、28円という過去最大の引き上げ幅が示されたということで、使用者側とすれば非常に驚いているということでございます。

事業者の厳しい経営実態を考慮していないのではないかということで、非常に残念に思っております。今後、専門部会等を通して厳しい現状を主張していきたいと思っております。あえて申し上げさせていただきました。

○ 岩重委員

たくさん、資料を準備していただいて、ありがとうございました。

今回、濱上委員からも、出ましたけれども、まず、今回の目安の審議につきましては、国のほうとしても、今までにない色んな面で、イレギュラーな運び方であったと、私も報道等で認識しております。そういうことであれば、また、この期間が非常に短い間に、劇的な、AからDまで、大幅な今まで過去の例に無い上積みをされております。

私も、内委員と使用者側で丸8年、今、9年目です。本当に、だから、その経験を見ても、今回の流れというのは、非常に拙速でもあるという気もしています。そういったことを考えた時に、この際、何で10月1日に合わせて、ずっと我々、結果的に色々と支出するのは、我々、企業側が全部変えなきゃいけないわけですから、それに合わせて、何日、何日というかつこでスケジュールが組まれていて、我々ビジネス上では、アメリカではないわけですから、元旦とか、あと4月1日とか、その年度ごとに色々なものが変わっていくわけです。なので、あまりにも短い期間に、全部、大幅に、目安が28円、また、それ以上なのか、今までの過去の8年間の経験からすれば、我々使用者側が提示した金額が目安に至らないと、公益側の先生方からも、目安を無視するのですかということで、いつも、おしかりを受けておりましたので。

でも、今回のことを考えますと、これだけのまた膨大な資料も、何か、国が28円にして一律にしたのは、こういう理由あるから踏み込んだということの一つの担保のような形で我々に提示しているとも考えられます。

そういったことで、是非、この機会に10月1日にわざわざバタバタして合わすということではなくて、日取りの、結局、開始日っていうものの変更等々も、ちょっと議論に入れていただきたい。今年から云々ということではないにしても、併せて、来年以降、そういった考え方も必要ではないかというのを本当に切に望みます。是非、それも、検討の一つに加えていただ

きたいと思います。

以上です。

○ 山本会長

他に、何かございますか、いいですか。

他に、何か、ご意見、ご質問ありますでしょうか。

よろしいでしょうか。どうぞ。

○ 喜納委員

使側のみなさんのご意見についても、承知しているという表現は違うかもしれませんが、労側としては、過去、ここ4、5年前から、3%で上がりはじめましたけど、今まで、非常に低い分でしか最賃は上がってこなかったの、世界的に見ても、かなり低い数字になってきたということ。今回の中央審議の中で出た、公益委員の出した7つの項目について、三者で、使側、労側、公益できちんと協議をして、今後、今まで、非正規社員、あまりにも低い処遇の改善をしていって、生活出来るそういう水準を求める。それと、三者で、最終1000円を目指そうということで、このままいけば、まあ10年、20年かかる、そんな話ではなくて、やはり、きちっと目標を据えて、何度も言いますが、生活出来て、労働に見合う、そういった賃金を支払う、三者できちんと話をしていこうということだと労側は認識しておりますので、28円、それぞれ、色々な思いがあるだろうと思いますけれども、決して、労側は低い金額だとは思ってないです。そういうところだけ、ちょっと申し述べておきたいと思います。よろしくお願ひします。

○ 山本会長

他、よろしいでしょうか。

確かに、中賃の決め方も、従来とは若干違ったやり方をして、結構、中央のほうでの意見では、対立もあったというふうには聞いております。

しかし、一応、中賃として正式に決定された目安の提示ということがございますので、極力、これを、どこまで尊重出来るかはわかりませんが、一応の一つの目安としておきながら、双方、もちろん、様々、今、コロナがまだまだ、これからひょっとしたら、また第5波が来るかもしれないという、こういう状況の中で予断を許さないところではありますけれども、様々な指標も活用しながら、或いは、それぞれの労使の実態を細かく議論を重ねながら、出来るだけ納得のいく形での合意を目指していきたいと思っておりますので、なかなか、厳しいとは思いますが、是非、ご協力をよろしくお願いいたします。

それでは、最後に、既に前回の本審で、審議の運営規則の改正を行って署名は廃止されておりますけれども、議事録の信頼性を担保するという意味から、確認していただく方を指名したいと思っておりますが、労側は白石委員でよろしいですか。

○ 白石委員

はい。

○ 山本会長
使側は、濱上委員で。

○ 濱上委員
はい。

○ 山本会長
お願いいたします。
それでは、以上をもちまして本日の審議会を終了いたします。どうもありがとうございました。